

## 国庫補助金所要額調書

区分	総事業費	収入額	差引額 (A - B)	対象経費 支出予定額	対象経費支 出予定額に 補助率(2分 の1)を乗じ た額	基準額	選定額 (EとFを比較し て少ない方の額)	国庫補助 基本額 (CとGを比較して 少ない方の額)	国庫補助 所要額
	A	B	C	D	E	F	G	H	I
中小企業 最低賃金 引上げ支 援対策費 補助金(業 務改善助 成金)	1,600,500 円	0円	1,600,500 円	1,600,500 円	800,250 円	1,000,000 円	800,250 円	800,250 円	800,000 円

- 金額は消費税を含んだ額で記入してください。
- 試作品のテスト販売の売上げなどが該当します。
- 「国庫補助基本額 H」の金額から千円未満を切り捨てた金額を記入してください。

様式第1号

別添

## 事業実施計画書

- 法人の場合に記入してください。
- 事業場が本店の場合でも記入してください。
- 日本標準産業分類に基づき記入してください。
- 該当労働者が多く、書ききれない場合は、別紙に記入してください。
- 助成金申請する年度は、40円以上の引き上げ計画としてください。
- 「ア 賃金が時間給等800円未満の労働者」の最も低い労働者の賃金額と一致させてください。
- 最終引き上げ年度は、800円以上としてください。

1 申請企業の規模等		①資本金又は 出資の総額	10,000千円	②企業全体で常時 雇用する労働者の数	83人		
		③本店所在地	東京都千代田区霞ヶ関1-2-2				
2 業務改善 等を行う 事業場	①事業場の名称	株式会社千代田 札幌店					
	②労働保険番号	01118 999999					
	③所在地	札幌市厚別区厚別中央2-1-2-5					
	④常時雇用する 労働者の数	18人	⑤事業の種類	洋品雑貨・小間物小売業			
3 助成金事業の概要							
(I) 賃金改善計画							
ア 賃金が時間給等800円未満の労働者		労働者職氏名(性別、生年月日)		時間給または時間換算額			
事業場内で最も低い賃金(以下「事業場内最低賃金」という。)を含む時間給等800円未満の賃金の状況		販売員 日比谷 仙司 (男 昭55年4月26日)		720 円			
		販売員 丸の内 真美 (女 昭60年3月3日)		700 円			
イ 事業場内最低賃金を800円以上に引き上げる計画		①賃金計算期間 1日～月末 ②賃金支払日 翌月20日 ③引上げ年月日					
事業場内最低賃金を単年度に40円以上引き上げ、4年以内に時間給等800円以上とする計画		ア 初年度引上げ年月日引上げ額等					
		平成23年9月1日		引上げ額 40 円 (700 円から 740 円へ)			
		イ 2年度引上げ年月日		平成24年9月1日		引上げ額 40 円 (740 円から 780 円へ)	
		ウ 3年度引上げ年月日		平成25年9月1日		引上げ額 40 円 (780 円から 820 円へ)	
エ 4年度引上げ年月日		平成 年 月 日 引上げ額 円 ( 円から 円へ)					

8 事業場内最低賃金に係る条文を記入してください。

9 条文の施行予定日は附則として記入してください。

10 労働能率の増進に効果があることを具体的に記入してください。

11 消費税を含んだ額で記入してください。

12 別紙「国庫補助金所要額調書」の「総事業費 A」と一致します。

13 欄外の※1に基づき記入してください。

14 欄外の※2に基づき記入してください。  
不支給要件の解雇等があった場合には、支給後であっても全額回収します。

15 同一年度内に、同一の事業について国、地方公共団体等の補助金の申請、交付決定、支給を受けている場合には、「有」に○を付し、その名称を書いてください。

16 偽りその他の不正行為により本来受けることのできない各種助成を受け又は受けようとしたことにより、申請先の労働局長から3年間にわたる助成金の不支給措置がとられている場合は支給対象となりません。

ウ 事業場内最低賃金規定を定めた就業規則（案）	【事業場内の最も低い賃金】 賃金規程 (事業場内最低賃金) 第〇条 当事業場における最も低い賃金額は、時間給又は時間換算額740円とする。ただし、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第7条に基づく最低賃金の減額の特例許可を受けた者を除く。 2 前項の賃金額には、最低賃金法第4条第3項に定める賃金を算入しない。また、時間換算額の算出方法は、最低賃金法施行規則第2条の定めるところによる。 附則 第〇条 この規程は、平成23年9月1日から施行する。	
(2) 業務改善計画		
必要性、内容及び実施方法	実施予定時期	費用見込額
POSレジシステムの導入により、商品の在庫状況、棚卸し作業や売上げ状況の分析に必要となる時間を短縮する。 ①パソコン、サーバ ②ソフトウェア ③POS機器 レシートプリンタ 2台 バーコードスキャナ 6台 ラベルプリンタ 2台 キャッシュドロア 2台 カスタマーディスプレイ 2台	平成23年10月31日	① 304,500円 ② 393,000円 ③ 903,000円
費用見込額合計		1,600,500円

(3) 労働能率の増進に資する業務改善計画に対する労働者※1の意見	
意見を聴いた労働者の職氏名 販売主任 銀座 華子	
意見 POSレジシステムの導入により、商品の在庫管理に必要となる時間が短縮でき、その時間を接客業務等に当てることにより売り上げが拡大すると思うので、計画に賛成します。	
4 交付申請前6箇月間の解雇等の状況※2 平成23年1月11日から交付申請日の前日の平成23年7月10日までの6箇月間、解雇等は行っていません。	
5 他の助成金の受給、申請の有無 有・無 有の場合、助成金の名称	
6 その他 過去3年間、北海道労働局から助成金の不支給措置はとられていません。	

※1 業務改善の対象業務に従事している労働者から一人選んでください。なお、就業規則の作成又は変更については、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者となります（当該事業場の労働者数が常時10人未満の場合を含む。）。

※2 解雇等とは、解雇（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合は、その旨を記載して下さい。）のほか、①企業整備による人員整理等のため事業主が希望退職者を募り、労働者がこれに応じた場合、または、退職の勧奨を行い労働者がこれに応じた場合、②引上げ対象労働者以外の労働者（基本給が時間給または日給の者に限る。）の賃金を引き下げることです。

2 STEP

②実績報告(交付要綱様式第7号)

様式第7号

第6号  
平成23年12月1日

北海道労働局長 北海道 道子 殿

住 所 札幌市厚別区厚別中央2-1-2-5

事業場名 株式会社千代田 札幌店

代表者職氏名 代表取締役 實 岡太郎 印

平成23年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)  
事業実績報告書

標記について、下記のとおり報告する。

記

1 国庫補助金精算書(別紙)  
2 事業実施結果報告  
別添事業実施結果報告書のどおり。  
3 その他参考となる書類  
① 労働者の賃金台帳  
② 就業規則、意見書(写し)  
③ 領収書  
④ 写真(導入前、導入後)

別紙

区分	総事業費	収入額	差引額 (A-B)	対象経費 支出予定額	対象経費支 出予定額に 補助率(2分 の1)を乗じ た額	基準額	選定額 (EとFを比較し て少ない方の額)	国庫補助 基本額 (CとGを比較して 少ない方の額)	国庫補助 所要額
	A	B	C	D	E	F	G	H	I
中小企業 最低賃金 引上げ支 援対策費 補助金(業 務改善助 成金)	1,600,500 円	0円	1,600,500 円	1,600,500 円	800,250 円	1,000,000 円	800,250 円	800,250 円	800,000 円

- ① 事業場の所在地、名称を記入してください。
- ② 例示した書類の外に労働局が必要と認める書類も添付してください。
- ③ 確認期間として引上げ前6箇月、引上げ後3箇月分の全労働者の賃金台帳を添付してください。
- ④ 常時使用する労働者の数が10人未満の事業場の場合は、監督署への届け出は必要ありません。
- ⑤ 業務改善に要した費用を証する書面。(例：領収書)
- ⑥ 業務改善措置を確認できるものを添付してください。
- ⑦ 金額は消費税を含んだ額で記入してください。
- ⑧ 試作品のテスト販売の売上げなどが該当します。

事業実施結果報告(交付要領様式第7号)

様式第7号

別 添

事 業 実 施 結 果 報 告

1 申請企業の規模	①資本金又は 出資の総額	10,000千円	②企業全体で常時 雇用する労働者の数	83人
	③本店所在地	東京都千代田区霞ヶ関1-2-2		
2 業務改善 等を行う 事業場	①事業場の名称	株式会社千代田 札幌店		
	②労働保険番号	01118 999999		
	③所在地	札幌市厚別区厚別中央2-1-2-5		
	④常時雇する 労働者の数	18人	⑤事業の種類	洋品雑貨・小間物小売業
3 助成金事業の実施結果				
(1) 資金改善計画の実施結果				
ア 事業場内で最も低い賃金(以下「事業場内最低賃金」という。)の引上げ結果				
(ア) 賃金計算期間				
1日~月末				
(イ) 賃金支払日				
翌月20日				
(ウ) 引上げ年月日及び額				
a 初年度引上げ年月日				
平成23年9月1日 引上げ額 40円(700円から740円へ)				
b 2年度引上げ年月日				
平成 年 月 日 引上げ額 円( 円から 円へ)				
c 3年度引上げ年月日				
平成 年 月 日 引上げ額 円( 円から 円へ)				
d 4年度引上げ年月日				
平成 年 月 日 引上げ額 円( 円から 円へ)				
イ 時間給等800円未満の労働者の賃金の引上げ状況				
労働者職氏名(性別、生年月日)	引上げ前の時間額	引上げ年月日	引上げ後の時間額	
販売員 日比谷 仙司 (男 昭55年4月26日)	720円	平成23年9月1日	750円	
販売員 丸の内 真美 (女 昭60年3月3日)	700円	平成23年9月1日	740円	

- ① 法人の場合に記入してください。
- ② 事業場が本店の場合でも記入してください。
- ③ 日本標準産業分類に基づき記入してください。
- ④ 該当労働者が多く、書ききれない場合は、別紙に記入してください。